

# 島根県内放課後等デイサービスにおける医療的ケアの課題と展望

前 林 英 貴 藤 原 映 久

(保育教育学科)

Issues and Prospects of Medical Care in After-school Day Services in Shimane Prefecture

Hidetaka MAEBAYASHI, Teruhisa FUJIHARA

キーワード：放課後等デイサービス，障害児，医療的ケア

after-school day services, handicapped child, medical care

## 1. はじめに

2016年4月から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」と呼ぶ)によって、今後教育機関や福祉施設等に在籍する障害者(児)の実数増加が予想される。既に教育の場においても、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室などで指導を受けている幼児児童生徒は年々増加しており、2018年では523,145人となり、幼・小・中・高の幼児児童生徒全体の3.5%を占めている<sup>1)</sup>。その中でも、日常生活を営むために喀痰の吸引や経管栄養、酸素療法、自己導尿、自己注射、人工肛門の管理、人工呼吸器管理などの医療的ケアが長期的・継続的に必要な状態にある児を医療的ケア児と呼ぶ。わが国の年間出生数が年々緩やかに減少するのに対し、周産期医療の進歩により医療的ケア児(0~19歳)は増加傾向にあり、2018年には全国で19,712人となった<sup>2)</sup>。しかし、これら医療的ケア児の正確な実数を把握することは難しく、各省庁や自治体が把握している実数にはバラつきがあり、支援を必要としながらも医療や福祉と繋がることなく、潜在化している未就学児も多いと考えられる。

一方、療育を目的とした放課後等デイサービス事業では、2018年に事業所数が12,734と過去5年

間で3倍強まで増加し、利用実人員も320,486人となった<sup>3)</sup>。島根県においても、放課後等デイサービス事業は年々増加傾向にあり、2020年9月現在では98事業所が指定を受けている<sup>4)</sup>。このような事業所の大幅増加の一方で、利益追求のために支援の質の低下や不適切な支援を行っている事業所が増加しているという指摘の声もあり、2017年4月に放課後等デイサービスの人員配置基準の見直しが行われた。今後は医療的ケアが必要な児童生徒の利用も含め、様々な障害ニーズに対応することが期待されるため、放課後等デイサービスによって提供されるサービスの質の向上、ケアの内容の拡大などが今後の課題となってくるだろう。

本研究では、放課後デイサービス事業を持つ島根県内の障害児通所支援事業所に対して、看護師設置状況、障害児・医療的ケア児の受け入れ状況を調査した。放課後デイサービスで働く指導員・保育士・職員等の医療的ケアに対する意識や現状を明らかにし、今後の課題について検討したい。

## 2. 研究目的

本研究の目的は、1)放課後デイサービスで働く指導員・保育士・職員等の医療的ケアに対する意識や課題、現状を明らかにする、2)島根県内の放課

後等デイサービスの障害児受け入れ状況と人員配置の実態を明らかにする、の2点である。

### 3. 研究方法

調査対象は、放課後等デイサービス事業を持つ障害児通所支援事業所72施設とし、島根県健康福祉部の協力を得て、アンケートを作成した。各施設にアンケート用紙を送付し、2017年9月1日から2017年10月31日の2か月間でアンケートの回収を行なった。

回収したアンケートは、IBM SPSS Statistics Ver.24を用いて単純集計を行った。

### 4. 倫理的配慮

本研究は、研究者所属大学の倫理審査委員会の承認を得て実施した。

### 5. 結果

放課後等デイサービスに向けたアンケートでは、25事業所(回収率34.7%)より回答があった。

#### 1) 事業所の概要

『法人種別』は「社会福祉法人」が19事業所と全体の76.0%を占めた。「その他」の回答は有限会社であった。『契約している子どもの数』は、全体の半数近くが20人以上と回答した。『在籍している職員の数』は、5~9人が全体の半数であり、次いで10人以上が32.0%であった。『在籍している保育士の数』は、契約している子どもの数に関係なく、1名・2名の在籍が全体の半数以上であった。『在籍している指導員の数』は、契約している子どもの数に関係なく分布していた。『看護師等の在籍』は、非常勤を含め全体の28.0%であった。看護師等が常勤で在籍しているのは5事業所(どの事業所も常勤は1名のみ)、非常勤で在籍しているのは3事業者(1名在籍が1事業所、2名在籍が2事業所)であった。『機能訓練士の在籍』は、全体の2割弱であった。結果を表1に示す。

#### 2) 障害児の受け入れについて

回答のあった24事業所において、契約している子どもの障害種別と地域別で人数を算出した。但

し、精神障害は、知的障害・発達障害を除いて算出した。どの地域においても「発達障害」、「知的障害」の割合が高く、次いで「重症心身障害」、「肢体不自由」の順であった。地域別の結果を表2に示す。

前述の発達障害の内訳について、発達障害の種別と地域で人数を算出した。全体的に「広汎性発達障害」の子どもの割合が高かった。その結果を表3に示す。

#### 3) 障害者差別解消法について

障害者差別解消法については、90%以上の事業所が「知っている」と回答し、法律の内容や合理的配慮などの用語の意味についても「知っている」と回答した割合が8割から9割と高かった。『今後、障害児へのサービスのニーズが増加すると思うか?』で、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した事業所は、全体の9割以上であった。放課後等デイサービスにおいて『よりよいサービスを提供するためには何が必要だと思うか?』では、「保護者との連携」が最も多く、次いで「職員への研修」、「国や自治体からの援助」との回答が多かった。その他の記述では、「事業所の特色化」、「学校との連携」、「社会資源とのつながり」、「多職種による連携」、「教育・医療・行政との連携」などがあつた。結果を表4に示す。

この法律についての自由記述では、「職員に対して法律の周知徹底を図りたい」、「医療的ケア児の受け入れはリスクが高いため経験豊かな看護師や国や自治体のバックアップが必要」、「当たり前の対応なので法律にする意味がわからない」、「合理的配慮のイメージができない」、「法律が活用される社会になることが大事」などの意見があつた。

#### 4) 保健的なケア・医療的ケアについて

『事業所で行っている保健的なケアは何か?』では「体温測定」と「軽微な傷の処置」が多く、次いで「内服介助」、「口腔ケア(はみがき)」との回答が多かった。保健的なケアを行っているのは「指導員」、「保育士」が多く、次いで「看護師」との回答が多かった。

医療的ケア児の受け入れを行っている事業所は全体の2割弱であり、医療的ケアの内容は「経管栄養(胃ろう)」が最も多く、次いで「口鼻腔吸引」、

「気管内吸引」との回答が多かった。その他では、「人工呼吸器の管理・カフアシストの実施」を行っている事業所があった。医療的ケアを行っているのは全ての事業所で「看護師」であった。『今後、医療的ケア児の受け入れが増加すると思うか?』で、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した事業所は、全体の7割弱であったが、受け入れに関しては困難であると感じている事業所が全体の9割弱であった。また、『医療的ケア児を受け入れるために、何が必

要か?』では、ほとんどの事業所が「医療職者の配置」が必要だと回答した。次いで、「職員への研修」、「設備や備品等の整備」、「保護者との連携」、「国や自治体からの援助」の順で回答が多かった。その他の記述では、「介護職者の配置」、「相談支援事業との連携」があった。『保育士等が一定の研修を受けることで、医療的ケアを実施できることを知っているか?』という質問で「はい」と回答した事業所は76.0%、『保育士等を対象とした医療的ケア講習会

表1 事業所の概要

1. 法人種別	度数	%	5. 指導員（保育士以外）の数	度数	%
社会福祉法人	19	76.0	1名	2	8.0
株式会社	3	12.0	2名	4	16.0
NPO	1	4.0	3名	4	16.0
一般社団法人	1	4.0	4名	2	8.0
その他	1	4.0	5名	5	20.0
合計	25	100.0	6名	2	8.0
2. 契約している子どもの数	度数	%	7名	1	4.0
0～4人	1	4.3	8名	2	8.0
5～9人	2	8.7	9名	1	4.0
10～14人	3	13.0	11名	1	4.0
15～19人	6	26.1	17名	1	4.0
20人以上	11	47.8	合計	25	100.0
無回答	2		6. 看護師等の在籍	度数	%
合計	25	100.0	在籍あり	7	28.0
3. 在籍している職員の数	度数	%	在籍なし	18	72.0
0～4人	3	12.0	採用の予定あり	0	0.0
5～9人	14	56.0	合計	25	100.0
10人以上	8	32.0	7. 機能訓練士の在籍	度数	%
合計	25	100.0	あり	4	16.0
4. 在籍している保育士の数	度数	%	なし	21	84.0
0名	2	8.0	合計	25	100.0
1名	7	28.0			
2名	8	32.0			
3名	2	8.0			
4名	5	20.0			
13名	1	4.0			
合計	25	100.0			

表2 障害児の受け入れ状況(地域別)について

1. 主たる障害種別の内訳	松江市	出雲市	浜田市	益田市	江津市	雲南市	邑南町	合計(種別)
知的障害	70	55	28	14	7	2	12	188
肢体不自由	16	1	2	0	0	2	0	21
精神障害	3	0	0	0	0	0	0	3
視覚障害	2	0	0	0	0	0	0	2
聴覚・言語障害	0	2	0	0	3	1	0	6
重症心身障害	25	2	0	0	5	0	0	32
発達障害	91	102	39	5	58	9	2	306
発達障害疑い	4	14	0	0	0	0	0	18
その他	9	11	0	0	0	1	0	21
合計(地域別)	220	187	69	19	73	15	14	597

表3 発達障害児の受け入れ状況(地域別)について

2. 発達障害の内訳	松江市	出雲市	浜田市	益田市	江津市	雲南市	邑南町	合計(種別)
広汎性発達障害	77	81	22	5	23	6	1	215
ADHD	14	19	18	0	35	3	1	90
LD	1	2	0	0	0	0	0	3
合計(地域別)	92	102	40	5	58	9	2	308

があれば参加したいか?』という質問では84.0%の事業所が「はい」と回答したことから、非医療職者であっても一定の研修を受けることによって医療的ケアを実施できることを知っており、かつ医療的ケアの必要性や講習ニーズの高いことがわかった。結果を表5に示す。

保育士等が医療的ケアを担うことについての自由記述では、「看護師の負担を軽減するための日常的な比較的簡単なケアであれば、担うことが有効」、「ケアのリスクの低いものについては、もう少し研修等の条件を下げてよい」、「医療機関以外にも支援を担う人がいることは、どこに住んでいても安心できるのではないだろうか」、「医療的ケアに必要な児童の利用できる場所が増え、事業所の選択肢が広がる」といった肯定的な意見もあったが、「緊急時での応急対応は必要」、「命に直結する行為なので難しい」、「医療的ケアは医療について学んだ者が行うのが一番望ましい」、「何ができて何ができない(してはいけない)のか、よく勉強しなくてはいけない」など、慎重な意見もみられた。

### 5) 緊急時の対応について

『今まで保育士や指導員にて対応したことがある緊急対応は何か?』では、3事業所が「異物の除去(誤飲)」と回答した。その他の記述では、「てんかん発作の対応」と回答した事業所があった。緊急用のマニュアルを作成していると回答した事業所は75.0%、研修や勉強会の開催している事業所も80.0%であり、今後作成・開催予定を含めると全体の約9割弱と高い割合であった。また、ほとんどの事業所が救急救命講習会があれば参加したいと回答した。緊急時の対応についての結果を表6に示す。

### 6) 与薬について

与薬を受け付けている事業所は全体の56.0%で、「場合によって」を含めると80.0%の事業所で与薬を受け付けている。与薬を受け付けている事業所では、「場合によって」を含めると80.0%が与薬依頼書の記入を求めている。そのうち処方箋の提出を求めている事業所は、「場合によって」を含めると65.0%であった。与薬時の確認を2人以上で行っている施設は45.0%で、「場合によって」が50.0%で

表4 障害者差別解消法について

1. 障害者差別解消法を知っているか？	度数	%	6. 今後、障害児へのサービスのニーズが増加すると思うか？	度数	%
はい	23	92.0	そう思う	17	68.0
いいえ	2	8.0	ややそう思う	6	24.0
合計	25	100.0	どちらともいえない	2	8.0
2. 「不当な差別の禁止」と「合理的配慮の提供」が求められることを知っているか？	度数	%	あまりそう思わない	0	0.0
			そう思わない	0	0.0
			合計	25	100.0
はい	22	88.0	7. よりよいサービスを提供するためには、何が必要だと思うか？（複数回答可）	度数	%
いいえ	3	12.0			
合計	25	100.0			
3. 「合理的配慮」を聞いたことがあるか？	度数	%	保育士の増員	13	52.0
			医療職者の配置	10	40.0
			設備や備品等の整備	12	48.0
はい	22	88.0	施設のバリアフリー化	8	32.0
いいえ	3	12.0	保護者との連携	20	80.0
合計	25	100.0	国や自治体からの援助	16	64.0
4. 「合理的配慮」の意味を知っているか？	度数	%	職員への研修	17	68.0
			はい	20	80.0
			いいえ	5	20.0
合計	25	100.0	特になし	0	0.0
5. この法律の対象となる障害には、発達障害児が含まれることを知っているか？	度数	%	その他	9	36.0
			はい	21	87.5
			いいえ	3	12.5
無回答	1				
合計	25	100.0			

あった。主な与薬の担当者は、「指導員」が70.0%と最も高く、次いで「保育士」が45.0%、「看護師」は25.0%であった。預かる薬は「内服薬（処方されたもの）」が最も多く、次いで「軟膏」、「坐薬」、「点眼薬」、「貼り薬」の順であった。結果を表7に示す。

## 6. 考察

障害のある学齢期の子どもとその保護者を支える放課後等デイサービス事業は、2012年度より提供が開始された新たな障害児支援であるが、利用する子どもの障害特性やその保護者のニーズは様々であり、提供されるサービス内容や質も多様である。

本調査では、利用する子どもの障害種別で最も

多かったのが「発達障害」で、次いで「知的障害」であり、医療的ケアが必要な児の受け入れは全体の16.0%、看護師の在籍率は28.0%であった。2015年に行なわれた森地ら（2019）の全国調査<sup>5)</sup>や江上ら（2017）のニーズ調査<sup>6)</sup>では、「知的障害」が最も多く、次いで「発達障害」であったが、2019年に実施されたみずほ情報総研の全国調査<sup>7)</sup>では「発達障害」、「知的障害」の順であり、近年「発達障害」で放課後等デイサービスを利用する児童生徒が増加していると考えられる。また、医療的ケアを必要とする児の受け入れが全国では13.2%、看護師の在籍率が21.1%であったことから、島根県では全国平均よりも医療的ケア児の受け入れをしている事業所は

表5 保健的なケア・医療的ケアについて

1. 事業所で行っている保健的なケアは何か？(複数回答可)	度数	%	6. 今後、医療的ケア児の受け入れが増加すると思うか？	度数	%
体温測定	20	80.0	そう思う	10	40.0
脈拍測定	6	24.0	ややそう思う	7	28.0
血圧測定	3	12.0	どちらともいえない	7	28.0
軽微な傷の処置	21	84.0	あまりそう思わない	1	4.0
湿布の貼付	13	52.0	そう思わない	0	0.0
軟膏の塗布	11	44.0	合計	25	100.0
点眼	5	20.0	7. 医療的ケア児の受け入れは困難だ と思うか？	度数	%
内服介助	17	68.0	そう思う	13	52.0
坐薬挿入	9	36.0	ややそう思う	9	36.0
爪切り	3	12.0	どちらともいえない	2	8.0
耳掃除	1	4.0	あまりそう思わない	1	4.0
口腔ケア(はみがき)	15	60.0	そう思わない	0	0.0
2. 保健的なケアは主に誰が行っているか？(複数回答可)	度数	%	合計	25	100.0
指導員	19	76.0	8. 医療的ケア児を受け入れるため に、何が必要か？(複数回答可)	度数	%
保育士	10	40.0	保育士の増員	6	24.0
看護師	8	32.0	医療職者の配置	24	96.0
保健師	1	4.0	設備や備品等の整備	19	76.0
その他職員	2	8.0	施設のバリアフリー化	14	56.0
決まっていない	1	4.0	保護者との連携	17	68.0
3. 医療的ケア児の受け入れを行っているか？	度数	%	国や自治体からの援助	16	64.0
あり	4	16.0	職員への研修	20	80.0
なし	21	84.0	特になし	0	0.0
過去に受け入れあり	0	0.0	その他	2	8.0
合計	25	100.0	9. 保育士等が一定の研修を受けること で、医療的ケアを実施できることを 知っているか？	度数	%
4. 事業所で行っている医療的ケアは 何か？(複数回答可)	度数	%	はい	19	76.0
吸入	1	4.0	いいえ	6	24.0
導尿	1	4.0	合計	25	100.0
血糖測定	0	0.0	10. 保育士等を対象とした医療的ケア 講習会があれば参加したいか？	度数	%
インスリン注射	0	0.0	はい	21	84.0
口鼻腔吸引	5	20.0	いいえ	4	16.0
気管内吸引	5	20.0	合計	25	100.0
経管栄養(経鼻)	1	4.0			
経管栄養(胃ろう)	9	36.0			
酸素投与	3	12.0			
人工肛門管理	0	0.0			
その他	1	4.0			
5. 医療的ケアは主に誰が行っている か？(複数回答可)	度数	%			
医師	0	0.0			
看護師	4	100.0			
保健師	0	0.0			
研修を受けた介護福祉士・保育士	0	0.0			
決まっていない	0	0.0			

表6 緊急時の対応について

1. 今まで保育士や指導員にて対応したことがある緊急対応は何か？（複数回答可）	度数	%	3. 事業所で研修や勉強会を開催しているか？	度数	%
異物の除去（誤嚥）	3	12.0	はい	20	80.0
人工呼吸	0	0.0	いいえ	3	12.0
胸骨圧迫	0	0.0	今後開催予定	2	8.0
AED	0	0.0	合計	25	100.0
アドレナリン注射（エピベン）	0	0.0	4. 保育士や指導員向けの救命救急講習があれば参加したいか？	度数	%
その他	1	4.0	はい	23	95.8
2. 事業所でマニュアルを作成しているか？	度数	%	いいえ	1	4.2
はい	18	75.0	無回答	1	
いいえ	3	12.5	合計	25	100.0
今後作成予定	3	12.5			
無回答	1				
合計	25	100.0			

表7 与薬について

1. 与薬を受け付けているか？	度数	%	5. 与薬は主に誰が行っているか？（複数回答可）	度数	%
はい	14	56.0	指導員	14	70.0
いいえ	5	20.0	保育士	9	45.0
場合によって	6	24.0	看護師	5	25.0
合計	25	100.0	保健師	0	0.0
2. 与薬依頼書の記入を求めているか？	度数	%	その他職員	0	0.0
はい	12	60.0	6. 預かる薬はどのような薬か？（複数回答可）	度数	%
いいえ	4	20.0	内服薬（処方されたもの）	20	100.0
場合によって	4	20.0	内服薬（市販されているもの）	3	15.0
非該当	5		坐薬	9	45.0
合計	25	100.0	点眼薬	9	45.0
3. 処方箋の提出を求めているか？	度数	%	軟膏	10	50.0
はい	6	30.0	貼り薬	7	35.0
いいえ	7	35.0	吸入薬	0	0.0
場合によって	7	35.0	インスリン注射	0	0.0
非該当	5		アドレナリン注射（エピベン）	0	0.0
合計	25	100.0			
4. 与薬時の確認を2人以上で行っているか？	度数	%			
はい	9	45.0			
いいえ	1	5.0			
場合によって	10	50.0			
非該当	5				
合計	25	100.0			

多く、看護師の在籍率も高いことがわかる。しかし、医療的なケアには高度な知識や技術、経験を有する手技もあり、また対象となる子どもの疾患や障害の程度、発達状況等などによりケアの頻度も異なることから、安全に事業所内で活動時間を過ごすためには十分な人員配置が求められるだろう。

医療的ケアの主な内容は喀痰の吸引や経管栄養(経鼻・胃ろう)が多く、これらのケアは「特定行為業務」と呼ばれ、2012年4月より一定の研修を受けた者(認定特定行為業務従事者)は医療職者でなくても実施することができるようになった。特定の者に対して喀痰の吸引や経管栄養を行う場合には、9時間の基本研修と実地訓練(第3号研修)により認定されるため、近年では認定を受ける者が増加し、2019年4月には全国で12万人以上が認定を受けている<sup>8)</sup>。島根県内では、2019年7月現在で3事業所が特定の者を対象とした特定行為事業者として登録されている<sup>9)</sup>。また、島根県では2019年度より医療的ケア児が地域で安心して暮らせるための総合支援を調整する「医療的ケア児等コーディネーター」の研修を開始したが、放課後等デイサービスの課題に「職員や支援員の不足」や「専門職員がいない」などが多く挙げられていることから<sup>10)</sup>、医療的ケア児を支えるための総合支援のためには、更なる人材確保と人材育成が急務であると考えられる。

厚生労働省の定めるガイドラインでは、放課後等デイサービスの基本的役割とは、①子どもの最善の利益の保障②共生社会の実現に向けた後方支援③保護者支援の3つであると述べている<sup>11)</sup>。これらの基本的役割を満すためにはどの程度の水準が必要であるかは、各事業所の提供されるサービス内容や利用する子どもの障害特性、保護者ニーズによって大きく異なる。また、保護者のレスパイトだけに大きくウェイトを絞るのではなく、学校との積極的な連携を行い、小学校から高校卒業、さらに高校卒業以降も継続した発達支援が行われるよう地域でサポートできるネットワークを構築していく必要がある。そのためには、事業所の自助努力だけでなく、国や自治体からの財政支援や人材育成の場の提供、医療的ケア児等コーディネーターによる地域総合支援の

調整、第3号研修を受けた保育士(医療的ケア児等保育支援者)による就学前からの発育保障を進めて行かなくてはならないだろう。

## 謝辞

本調査を行うにあたり、快くご協力頂きました障害児通所支援事業所の皆様に心から感謝致します。また、アンケート作成にご協力頂きました島根県健康福祉部障がい福祉課療育支援グループの担当者様には研究へのご助言を頂きましたことに御礼を申し上げ、謝辞にかえさせていただきます。

## 引用文献

- 1) 文部科学省「特別支援教育資料(平成30年度)第一部 データ編」, p.4  
[https://www.mext.go.jp/content/20200428-mxt\\_tokubetu01-000004454.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200428-mxt_tokubetu01-000004454.pdf) (2020年9月15日閲覧)
- 2) 厚生労働省「医療的ケア児等の支援に係る施策の動向」, p.2  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000584473.pdf> (2020年9月15日閲覧)
- 3) 厚生労働省「平成30年社会福祉施設等調査の概況」, p.5, p.7  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/18/dl/kekka-kihonyou02.pdf> (2020年9月15日閲覧)
- 4) 島根県障がい福祉課「障害児通所支援事業所一覧」  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ichiran/shougaijishisetsu.data/tuusho2020.09.01.pdf> (2020年9月16日閲覧)
- 5) 森地徹・大村美保・小澤温(2019)「放課後等デイサービスにおける支援の現状に関する研究」, 障害科学研究, 43, p.117-124
- 6) 江上瑞穂・田村光子(2017)「放課後等デイサービス利用者のニーズについての検討ーアンケート調査の結果と考察からー」, 植草学園短期大学研究紀要, 18, p.37-45



- 7) みずほ情報総研(2020)「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究」, p.57-75  
[https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01shogai2019\\_04.pdf](https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01shogai2019_04.pdf) (2020年9月17日閲覧)
- 8) 厚生労働省「喀痰吸引等制度の実施状況」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000409800.pdf> (2020年9月17日閲覧)
- 9) 島根県健康福祉部高齢福祉課「喀痰吸引等制度について」  
[https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo\\_hoken/kyo/iryoutekikea/index.data/tokutei.pdf](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/kyo/iryoutekikea/index.data/tokutei.pdf) (2020年9月17日閲覧)
- 10) 宮地由紀子・中山徹(2020)「障がい児の放課後等の居場所づくり施策の現状と課題」, 日本家政学会誌, 71(4), p.240-248
- 11) 厚生労働省「放課後等デイサービスガイドラインについて」  
[https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo\\_hoken/kyo/iryoutekikea/index.data/tokutei.pdf](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/kyo/iryoutekikea/index.data/tokutei.pdf) (2020年9月17日閲覧)

(受稿 2020年9月30日、受理 2020年11月4日)